証券コード 5868 2024年3月13日 (電子提供措置の開始日 2024年3月6日)

株主各位

大阪市中央区西心斎橋2丁目1番5号 日本生命御堂筋八幡町ビル3階 株式会社 ロココ 代表取締役社長 長谷川 一 彦

## 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記 ウェブサイトに「第30期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載し ております。

【当社ウェブサイト】

https://www.rococo.co.jp/ir/meeting/

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※上記東証ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年3月27日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

- 1. 開催日時 2024年3月28日 (木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)
- 2. 開催場所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階 グランパークカンファレンス 301ホール
- 3. 会議の目的事項

報告事項

- 1. 第30期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第30期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) 計算書類 の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金贈呈の件

以上

- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記 の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、 監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ・連結注記表
  - · 個別注記表
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

#### 書面



同封の議決権行使書用紙に 賛否をご表示いただき、行 使期限までに到着するよう ご返送ください。

議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

行使期限

2024年 3 月27<sub>日(水)</sub> 午後5時到着分まで

## インターネット



当社指定の議決権行使サイト (https://soukai.mizuho-tb. co. jp/) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

#### ------詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2024年 3 <sub>月</sub>27<sub>日(水)</sub> 午後 5 時行使分まで

#### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を 株主総会当日、会場受付に ご提出ください。

株主総会開催日時

2024年 3 月28日(木) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

## インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のう え、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するため の重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者 への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力 することなく議決権行使ウェブサイトにログ インすることができます。

1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

#### 2 以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。



# 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

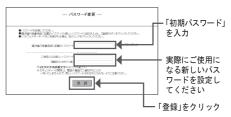
#### 1 議決権行使ウェブサイトに アクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否を ご入力ください。

インターネットによる議決権行使で

パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

受付時間 年末年始を除く午前9時~午後9時

## 事業報告

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、経済活動の正常化が進み、企業収益や 設備投資の改善、インバウンド需要の増加などから、景気は緩やかな持ち直しを 見せました。一方、世界的なエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引き 締め、ウクライナや中東情勢の緊迫化等、国内外において景気の先行きは依然と して不透明な状況が続いております。

情報サービス業界においては、引き続き、働き方改革の進展により、生産性の向上及び業務効率化に対する情報システムの需要が継続的に高まっています。企業はより利便性の高い情報システムを求めており、リモートワークを前提とした新しい働き方への移行から、クラウドサービスの浸透が一層進んできております。このような市場環境の中、エンジニア常駐によるIT運用支援やソフトウエア開発、ServiceNowを中心としたDX推進支援サービスの売上は堅調に推移した一方、コールセンター業務の大口契約が2022年11月に契約終了となったことが影響し、カスタマーコミュニケーション事業については売上・利益とも前年同期を下回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、7,175百万円(前年同期比3.6%増)、営業利益は、480百万円(前年同期比30.5%減)、経常利益は、450百万円(前年同期比35.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は、289百万円(前年同期比36.1%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① ITO&BPO事業

当セグメントにおきましては、ITサービスマネジメント事業におけるIT運用支援業務が既存案件の拡大や契約更改による単価上昇などにより堅調に推移しました。カスタマーコミュニケーション事業ではコールセンター業務の新規契約を獲得したものの、2022年度第1四半期における特需案件として新型コロナウイルスワクチンのコールセンター業務を受注していたことや、2022年11月に契約終了となった大口案件の影響により、売上・利益とも前年同期を下回る結果となっております。イベントサービス事業においては、2022年度は新型コロナウイルス感染

症による行動制限の緩和により、通常よりコンサート等の規模・回数ともに大幅 に拡大しましたが、当連結会計年度は通常の規模・回数に戻りました。

以上の結果、売上高は4,516百万円(前年同期比4.6%減)、セグメント利益(営業利益)は、329百万円(前年同期比37.4%減)となりました。

#### ② クラウドソリューション事業

当セグメントにおきましては、企業におけるDX推進の流れにより、ServiceNow 事業において新規契約を獲得し好調に推移しております。ソリューション事業では非接触需要の増加に伴う施設向けのソリューション導入案件の新規契約を獲得したほか、イベント関連での顔認証ソリューション売上が好調でした。システムソリューション事業では受託開発案件や、Microsoft社との協業による開発案件の受注が前年同期を上回りました。HRソリューション事業では、医師の働き方改革による勤怠管理システムの需要が増加しており、医療機関との新規契約を獲得しております。

以上の結果、売上高は、2,524百万円(前年同期比20.6%増)、セグメント利益 (営業利益)は、147百万円(前年同期比10.3%増)となりました。

#### ③ その他

海外事業におきましては、外部顧客への売上高が好調に推移した一方、人件費 の高騰等の影響でコストが大幅に増えました。

その結果、売上高は391百万円(前年同期比8.0%増)、営業利益は1百万円(前年同期比94.2%減)となりました。

## (2) 設備投資についての状況

当連結会計年度に実施した有形固定資産及び無形固定資産の設備投資の総額 (のれん除く) は47百万円であります。

— 6 —

#### (3) 資金調達の状況

2023年12月20日をもって東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募増資及び当社社員持株会を親引け先とした第三者割当増資により、総額939百万円の資金調達を行いました。

#### (4) 財産及び損益の状況

	第28期 2021年12月期	第29期 2022年12月期	第30期 2023年12月期
売 上 高(百万円)	6,304	6,929	7, 175
営業利益(百万円)	395	691	480
経 常 利 益(百万円)	408	698	450
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	322	453	289
1株当たり当期純利益(円)	124.13	174.28	109.97
総 資 産(百万円)	3,034	3, 261	4,379
純 資 産(百万円)	611	1,073	2,313

- (注) 1. 第30期より連結計算書類を作成しており、第28期及び第29期については、連結財務諸表の 数値を記載しております。
  - 2. 当社は2023年10月18日付で普通株式 1 株につき20株の株式分割を行っておりますが、第28 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり当期純利益を算定しておりま す。

## (5) 対処すべき課題

2024年度につきましては、景気回復の動きは継続するものの、海外の景気下振れや人材不足の深刻化などが懸念され、先行き不透明な状況が続くものと予想しております。

また、当社グループの所属する情報サービス業界においては「2025年の崖」問題を背景にシステム全体の見直しによる企業のシステム投資の拡大への対応とそれに伴うIT人材不足への対応が求められております。

当社グループとしましては、これまで培ってきたノウハウを元に、引き続き顧客の満足するサービスを提供し、今後も長期安定的な取引を実現していくとともに、成長事業であるServiceNow事業の拡大、クロスセル・アップセルという形での既存取引先への横展開や新たな事業の展開を推進して参ります。

また、人材は当社において最も重要な経営資源の1つであり、今後の事業拡大には優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しております。社員育成を目的とした研修制度の充実に一層力をいれるとともに、社員の成長を支援するための人事評価制度や資格取得推進制度の運用、社員満足度向上を目的とした福利厚生の充実など、人材投資を行いさらなる強固な人材基盤の構築を目指して

参ります。

#### (6) 主要な事業内容

当社グループの事業は、アウトソーシングサービスを行うITO&BPO事業(ITアウトソーシング&ビジネスプロセスアウトソーシング事業の略)、システム開発・保守・導入支援を行うクラウドソリューション事業、海外法人としてオフショア拠点にて開発・保守業務を行う海外事業の3つに区分され、更にITO&BPO事業及びクラウドソリューション事業はそれぞれ複数の事業で構成されております。

ITO&BPO事業では、IT人材の常駐によるアウトソースを主とするITサービスマネジメント事業、ITに限らず様々な業務に対応したコールセンター・BPOサービスを行うカスタマーコミュニケーション事業、エンターテインメント顧客(興行主)へライブチケットの配席管理等を行うイベントサービス事業の3つのアウトソーシングサービスを行っております。

クラウドソリューション事業では、米国ServiceNow社が提供するプラットフォームシステムの導入支援・運用保守の日本展開を行っているServiceNow事業、自社製品の勤怠管理システム「RocoTime (ロコタイム)」の開発・販売を行っているHRソリューション事業、システムの受託開発・保守及び米国Microsoft社が提供する「Microsoft Dynamics365/Power Platform」の導入支援・運用保守を行うシステムソリューション事業、自社製品の顔認証システム「AUTH (オース)」シリーズ及び入退場ゲートシステムの開発・販売・保守を行っているソリューション事業の4つの事業を行っております。

また、開発エンジニアの確保とコスト効率化を目的として中国・フィリピンに 現地法人を設置しオフショア拠点として活用し、事業の成長性と収益性の向上に 努めております。

## (7) 主要な拠点

名称	所在地
大阪本社	大阪府大阪市中央区
東京本社	東京都港区
東京支社	東京都港区
グローバルテクニカルセンター	大阪府大阪市西区
福岡営業所	福岡県福岡市中央区

#### (8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
642名(47名)	60名(△21名)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員及びアルバイト)は、年間平均雇用人員 を(外数)で記載しております。

#### (9) 重要な子会社の状況

会社名及び所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
寧波楽科科信息技術有限公司 中華人民共和国寧波市	2,086千人民元	100%	システム開発、 運用・保守
Rococo Global Technologies Corporation フィリピン共和国マカティ市	26,307 <b>千</b> PHP	99.99%	システム開発、 運用・保守

#### (10) 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度末日現在の銀行別借入金残高

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社関西みらい銀行	233
株式会社みずほ銀行	228
株式会社三井住友銀行	198
株式会社山陰合同銀行	195
株式会社りそな銀行	121
株式会社池田泉州銀行	84
合計	1,062

#### コミットメントライン契約の状況

効率的な資金調達を行うため、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しています。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は、次のとおりです。

コミットメントライン契約の総額	600百万円
借入実行残高	90百万円
差引額	

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(3) 株主数

(4) 大株主10名

10,000,000株 3,500,000株

2,462名

株主名	持株数	持株比率
株式会社イッシン	1,075,000株	30.7%
長谷川 一 彦	212,500株	6.1%
株式会社SBI証券	114,600株	3.3%
長谷川 裕 美	100,000株	2.9%
楽天証券株式会社	90,200株	2.6%
吉 原 美智代	76,000株	2.2%
ロココ社員持株会	76,000株	2.2%
野村信託銀行株式会社(投信口)	68,400株	2.0%
日本証券金融株式会社	53,400株	1.5%
加藤芳男	50,000株	1.4%

## 3. 新株予約権等に関する事項

## (1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予 約権等の内容の概要

名称	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2019年1月17日	2022年11月15日
保有者の区分及び人数	当社取締役 (社外取締役を除く) 5名	当社取締役 (社外取締役を除く) 6名
新株予約権の数	500個	3,900個
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数	普通株式 10,000株	普通株式 78,000株
新株予約権の行使時の払込金額	75 円	1,050 円
新株予約権の行使期間	2021年1月18日~ 2029年1月16日	2024年11月17日~ 2034年11月16日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者権 (以下「新株予約権者」) 社社の 員、 利子使時において社が承ると 員、 社外の協ると 社外の協ると 社会要のは他ないの の は、 の協る。 と を要のに は が の協る。 と を 要のに は の は る る 他 社 の に と を 要 に は が れ た だ し 、 の に を し 、 に も に も る に し 、 の も る に し が ら る に し が ら る に し が ら る に は り で し し に し も し 、 し も も と し 、 と も も も と も と も と も と も と も と も と も と	新株予約権の割当者と (以下「新株予約権者」) は社認 利代を 利代を 利代を 大大のすると 大大のすると 大大のすると 大大のすると 大大のすると 大大のなると 大大のなると 大大のなると 大大のなると 大大のなると 大大のなると 大大のなるを 大大のない 大大のが 大

(注) 2023年9月25日開催の取締役会決議により、2023年10月18日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。

## (2) 当事業年度中に子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付され た新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況(2023年12月31日現在)

地位及び担当	E	5名		重要な兼職の状況
代表取締役社長	長谷川	_	彦	_
専務取締役 営業統括本部長	吉 原	美領	<b></b>	_
専務取締役 ITO&BPO事業本部長	長谷川	正	人	_
常務取締役 クラウドソリューション 事業本部長	西本	憲	=	_
常務取締役 顔認証・AI技術担当	清水	知	幸	_
取締役 海外担当	関口		晃	_
取締役 管理本部長	水 野	賢	仁	_
取締役 新製品開発本部長	河村	博	文	_
取締役(社外)	中前	公	志	JA三井リース株式会社 顧問 株式会社ナミコス 顧問 株式会社キタムラ・ホールディングス 取締役(監査 等委員)
取締役(社外)	野村	新	平	弁護士法人野村総合法律事務所 弁護士 富士興業株式会社 監査役 富士ホールディングス株式会社 監査役
常勤監査役	内 田		悟	_
常勤監査役	足立	修	平	足立修平公認会計士事務所 代表
監査役(社外)	細田		隆	弁護士法人Y&P法律事務所 オブカウンセル弁護士 前澤工業株式会社 社外取締役 一般社団法人投資信託協会 不服審査委員会委員長 株式会社JPMC 社外取締役
監査役(社外)	藤山	浩	泰	藤山会計事務所 代表 有限会社アイ・プラス 代表取締役 阪神美装株式会社 社外取締役 株式会社サイズビジョン 社外取締役 株式会社三協 社外監査役 株式会社ギャニオン・マインド 社外監査役 株式会社ジャスビコ 社外監査役 株式会社ベネシード 社外監査役 一般社団法人標コンサルティング 社外理事 スーパープロジェット株式会社 社外監査役

<sup>(</sup>注) 1. 藤枝純教氏は2023年3月29日開催の第29期定時株主総会において任期満了により退任しました。なお、退任時までの地位及び担当並びに重要な兼職の状況は下記のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
藤枝純教		グローバル情報社会研究所株式会社 代表取締役社長 TheOpenGroup日本代表・会長 一般社団法人CRM協議会代表理事・会長

- 2. 取締役中前公志氏、野村新平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3. 監査役細田降氏、藤山浩泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 4. 取締役野村新平氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 5. 監査役細田隆氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 6. 監査役藤山浩泰氏は、税理士の資格を持ち、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を 有しております。
- 7. 当社は、取締役中前公志氏、野村新平氏、監査役細田隆氏、藤山浩泰氏を東京証券取引所が 指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

#### (3) 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が当社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、当該契約により、かかる損害につき、補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重大な過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。

#### (5) 取締役及び監査役の報酬等

(報酬等に関する定款の定め又は株主総会決議に関する事項)

2020年3月26日開催の定時株主総会において、取締役の報酬総額の限度額は年額500,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。

また、2023年3月29日開催の定時株主総会において、監査役の報酬総額の限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

#### (各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項)

当社は、任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置するとともに取締役報酬規程を定めており、取締役の報酬とその決定方法について、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、以下のとおりとなります。

取締役の報酬等について、報酬の決定方法、報酬体系、常勤取締役の報酬基準額等を取締役報酬規程で定めております。代表取締役は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役の職責や会社業績等を考慮し各取締役の報酬案を作成します。作成された報酬案につき、任意に設置した取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会が報酬案の審議を行い、取締役会に答申します。指名・報酬委員会の答申を尊重し、代表取締役が各取締役の報酬を決定します。代表取締役に権限を委任した理由は、当社全体の業績評価及び各取締役の担当業務の評価を行うために最も適しているからであります。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

## (取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項)

上記(各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針に関する事項)に記載したとおりであります。

(取締役、監査役ごとの報酬等の総額)

	報酬等報酬等の種類別の額(百万円)					支給人数	
役員区分	の総額 (百万円)	固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員賞与	退職慰労金	(名)
取締役	248	226	-	_	22	_	11
監査役	32	30	_	_	1	_	4
上記のうち、 社外役員	24	24	_	_	_	_	5

(注) 当事業年度末日時点の取締役は10名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2023年3月29日に退任した取締役が1名含まれているためであります。

#### (6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
- ・取締役中前公志氏はJA三井リース株式会社の顧問であり、当社は同社との間で2023年12月期において35百万円の取引が存在します。また、株式会社キタムラ・ホールディングスの取締役(監査等委員)であり、当社は同社の子会社である株式会社キタムラとの間で2023年12月期において12百万円の取引が存在いたしますが、いずれも一般取引先と同様の条件で特記すべき取引関係にはなく、当社の経営に影響を与えるものではありません。他、株式会社ナミコスの顧問を兼職しておりますが、兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役野村新平氏は弁護士法人野村総合法律事務所の弁護士、富士興業株式会 社の監査役及び富士ホールディングス株式会社の監査役を兼職しておりますが、 各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役細田隆氏は弁護士法人Y&P法律事務所のオブカウンセル弁護士、前澤工業株式会社の社外取締役、一般社団法人投資信託協会の不服審査委員会委員長及び株式会社JPMCの社外取締役を兼職しておりますが、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・監査役藤山浩泰氏は藤山会計事務所の代表、有限会社アイ・プラスの代表取締役、阪神美装株式会社の社外取締役、株式会社サイズビジョンの社外取締役、株式会社三協の社外監査役、株式会社キャニオン・マインドの社外監査役、株式会社ジャスビコの社外監査役、株式会社ベネシードの社外監査役、一般社団法人標コンサルティングの社外理事、及びスーパープロジェット株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区分		氏	:名		主な活動状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
取締役	中	前	公	志	当事業年度に開催された取締役会(22回)に全て出席し、また、リスク管理委員会(3回)全てにオブザーバーとして参加し、主に経営管理の観点から、議案・審議等につき必要な助言を適宜行っております。
取締役	野	村	新	平	当事業年度に開催された取締役会(22回)に全て出席し、また、リスク管理委員会(3回)全てにオブザーバーとして参加し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき必要な助言を適宜行っております。
監査役	細	田		隆	当事業年度開催の取締役会(22回)及び監査役会(16回)の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の整備・維持等について必要な助言を適宜行っております。
監査役	藤	山	浩	泰	当事業年度開催の取締役会(22回)及び監査役会(16回)の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の整備・維持等について必要な助言を適宜行っております。

#### 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、PwC京都監査法人の監査を受けておりましたが、2023年10月18日開催の臨時株主総会にて同監査法人を会計監査人として選任いたしました。なお、PwC京都監査法人は、2023年12月1日にPwCあらた有限責任監査法人と合併し、「PwC Japan有限責任監査法人」に名称を変更しております。

#### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づ く監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業 年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査計画の内容に照らし合わせて 監査時間が合理的であり、報酬単価も相当であると判断したためであります。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会で協議のうえ監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2023年3月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該基本方針に基

づき内部統制システムの整備・運用を行っております。その内容は以下のとおりで あります。

# (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

- ①「コンプライアンス規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理 遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提で あることを徹底します。
- ②取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を 持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「行動指 針」を定めます。
- ③法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報制度規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。
- ④取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任します。
- ⑤監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、 「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査しま す。
- ⑥内部監査部は、「内部監査規程」に従い、法令、定款及び諸規程等に基づき適切 な業務が行われているか監査を行います。
- ⑦コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業 員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する 研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行います。

#### <運用状況>

定期的な法令教育を実施する他、全ての役職員に経営理念、遵守すべき法令に対する当社の方針、及び内部通報、ハラスメント通報窓口等を印刷した行動 指針を配布し日常的に携帯するよう指示しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む 社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保存、管理します。ま た、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。
- ②取締役及び監査役が、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧でき る体制とします。

#### <運用状況>

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等重要書類について法令並びに文書管理規程に基づく保存期間を設定し、適切に保存しております。

#### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理委員会 を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施します。
- ②リスク情報等については、部門責任者により取締役会に対して報告を行います。
- ③不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整えます。

#### <運用状況>

常動取締役及び法務を管掌する総務部長を構成員とするリスク管理委員会を 組織し、日常的に発生したインシデント報告を構成員全員に対し行い、重大な インシデントが発生した場合は臨時リスク管理委員会を招聘する体制としてい る他、3カ月に1度リスク管理委員会を開催し、定期的にインシデントの発生 状況及びその対応、並びに内部通報並びにハラスメント通報窓口への通報状況 及びその対応等を確認しております。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会 を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催しており ます。
- ②「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を 準備して、取締役会に付議することを遵守しております。
- ③経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差 異分析を通じて期初の業績目標の達成を図ります。
- ④意思決定の迅速化のため、「組織管理規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にしております。
- ⑤職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させたうえで、 代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営して おります。

#### <運用状況>

当事業年度は取締役会を22回開催し、予算計画の策定、進捗状況の検証及び 対策並びに審議、及び各取締役の管掌業務の報告に対する審議等を行いました。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、「関係会社管理規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、 子会社の業績及び業務の進捗を管理することにより、グループ企業における業 務の適正を確保しております。
- ②子会社の経営成績、業務の進捗及び損失の危険が生じる事象について報告される体制を構築しております。

#### <運用状況>

毎月開催される月次報告会、経営会議において海外担当取締役より海外子会 社の業務状況、財務状況及び各社の取締役会で付議される内容が報告されてお り、子会社各社を監督する他、必要に応じて実行前に差し止めることが可能な 体制としております。

# (6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項

①監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を 置くものとし、その人選については監査役間で協議します。

- ②監査役補助使用人は、「監査役規程」に従い、取締役からの独立性を確保するため、取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得るものとします。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、 監査役の指揮命令に従うものとします。

#### <運用状況>

監査役は必要に応じ内部監査部所属の職員に対し、必要事項を命令でき、命令を受けた職員は平時の指揮命令を受けないものとしております。

## (7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に 関する体制

- ①当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
  - ・監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を 有しております。
  - ・監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の 報告を行い、内部監査部に監査の結果を報告します。
  - ・取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社 に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役 に報告するものとします。
- ②子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から 報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告するものとします。

#### <運用状況>

内部監査の結果並びに監査役監査の結果は監査役会に報告しております。また、内部通報制度を整備しており、その窓口となる総務部の責任者は運用状況 について各取締役又は監査役に報告しております。

## (8)前項で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない ことを確保するための体制

前項に基づき、監査役への報告を行った取締役及び使用人等に対し、当社は、 当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行うものとします。

#### <運用状況>

内部通報制度は総務部の責任者が運用しており、通報内容に応じて適宜取締役又は監査役に報告しております。なお、「内部通報規程」に基づき通報者の秘匿性を確保したうえで対応し、通報者に対し不当な取り扱いを行った事実はございません。

#### (9)監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じます。

#### <運用状況>

年度の監査計画に応じた費用を予算化しており、緊急費用等についても監査 役の求めに応じた適正な支出を行っております。

## (10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士、税理士等の 有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立 性を保持します。
- ②監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行うものとします。
- ③監査役は、内部監査部と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査部に調査 を依頼することができるものとします。

#### <運用状況>

当社の社外監査役は弁護士、又は税理士の資格を有しており、これまで培った専門的な知識や経験を活かして客観的・中立的立場で監査を行っております。 また、代表取締役とは月に1度定期的な会議を行い意見や情報を交換しております。なお、内部監査の結果を監査役に報告する他、合同で監査を行う等、十分な連携が図れております。

#### (11)財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備しております。

#### <運用状況>

財務報告に係る内部統制を日常的にモニタリングし、問題が生じた際は適時・適切に報告される仕組みを運用しております。また、財務報告に係る内部統制に関連するIT基盤の重要性を認識し、関連するリスクの把握と低減を図るとともにIT統制を有効に利用し、内部統制の効率的な実施に努めております。

#### (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断しております。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進しております。

#### <運用状況>

「反社会的勢力対応規程」を定め、会社組織として対応する体制を構築しております。また、取り引きを開始する前に取引先調査を行うほか、既存の取引先に対しても1年に1回調査を行い、反社会的勢力に該当しないことを確認しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し株主の皆様へ利益還元を行うことを重視して おります。株主の皆様への安定的な利益還元と当社グループの持続的な成長を実現 するため、配当金については、業績、財政状態及び将来の事業展開等を総合的に勘 案し適宜見直しを行っていく方針としております。

## 8. 会社の状況に関する重要な事項

当社株式は、2023年12月20日に東京証券取引所スタンダード市場に上場いたしました。

(注)本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切捨て、比率その他については小数点第二位以下を四捨五入することにより表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3, 518, 645	流 動 負 債	1, 328, 248
現金及び預金	2, 141, 182	買 掛 金	138, 305
売掛金及び契約資産	1, 255, 740	短期借入金	90,000
		1年内償還予定の社債	40,000
仕 掛 品	4, 775	1年内返済予定の長期借入金	370,000
貯 蔵 品	2, 127	リース債務	22, 845
そ の 他	116,725	未 払 金	98, 128
貸 倒 引 当 金	△1,905	未 払 費 用	231, 917
固定資産	859, 750	未払法人税等	94, 414
有形固定資産	212, 497	未 払 消 費 税 等 賞 与 引 当 金	112, 310 5, 881
建物	133, 316	受注損失引当金	260
工具、器具及び備品		文任損失 引 当 並 そ の 他	124, 185
	24, 956	固定負債	738, 121
土地	9,506	社	35,000
有形リース資産	44,717	長期借入金	602,006
無形固定資産	64, 246	リース債務	28, 512
ソフトウェア	21,646	退職給付に係る負債	17,327
ソフトウエア仮勘定	1,300	役員退職慰労引当金	5,665
o h	40, 166	資産除去債務	30,772
無形リース資産		長期 未払金	18,837
投資その他の資産	1, 133	負債合計	2, 066, 370
	583, 006	(純資産の部)	2 204 4/2
投資有価証券	18,990	株     主     資     本       資     本     金	2, 274, 462 536, 030
繰延税金資産	57, 424	資本剰余金	469, 533
保険積立金	259, 533	利益剰余金	1, 268, 899
そ の 他	250, 308	その他の包括利益累計額	38, 554
貸 倒 引 当 金	△3,250	為替換算調整勘定	38, 554
繰 延 資 産	994	非支配株主持分	30, 554
社 債 発 行 費	994	純 資 産 合 計	2, 313, 020
資 産 合 計	4, 379, 390	負債・純資産合計	4, 379, 390

# 連結損益計算書

(自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

科	目	金	額
売上高			7, 175, 217
売上原価			4, 503, 276
売上総利益			2, 671, 940
販売費及び一般管理費			2, 191, 420
営業利益			480,520
営業外収益			
受取利息及び配当金		448	
保険配当金		1,520	
助成金収入		9,548	
その他		5,376	16,892
営業外費用			
支払利息及び社債利息		12, 167	
社債発行費償却		1,445	
営業外手数料		2,780	
株式交付費		5, 255	
上場関連費用		11,705	
為替差損		8,537	
その他		4,697	46,588
経常利益			450, 824
特別損失			
固定資産除却損		2,699	2,699
税金等調整前当期純利益			448, 125
法人税、住民税及び事業税		147,688	
法人税等調整額		10,979	158,668
当期純利益			289, 456
非支配株主に帰属する当期純利	益		0
親会社株主に帰属する当期純利	益		289, 456

# 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

		株 主	資 本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2023年1月1日残高	66,500	3	979, 443	1,045,946
当期変動額				
新株の発行	469,530	469,530	_	939,060
親会社株主に 帰属する当期純利益	_	_	289, 456	289, 456
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	_	_	_
当期変動額合計	469,530	469,530	289, 456	1, 228, 516
2023年12月31日残高	536,030	469,533	1, 268, 899	2, 274, 462

	その他の包括	括利益累計額		
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	非支配 株主持分	純資産合計
2023年1月1日残高	28, 042	28, 042	2	1,073,991
当期変動額				
新株の発行	_	_	_	939,060
親会社株主に 帰属する当期純利益	_	_	_	289, 456
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,512	10,512	0	10,512
当期変動額合計	10,512	10,512	0	1, 239, 029
2023年12月31日残高	38, 554	38, 554	3	2, 313, 020

# 貸借 対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3, 303, 749	流 動 負 債	1, 301, 335
現金及び預金	1,969,596	買 掛 金	151,408
売掛金及び契約資産	1,227,826	短 期 借 入 金	90,000
仕 掛 品	4,775	1年内償還予定の社債	40,000
貯 蔵 品	2, 127	1年内返済予定の長期借入金	370,000
前 払 費 用	76,801	リース債務	22, 845
その他	24, 147	未 払 金	85, 495
貸倒引当金	△1,525	未 払 費 用	219, 794
固定資産	874, 761	未払法人税等	94, 101
有形固定資産	206, 551	未払消費税等	110, 889
建物	133, 316	前 受 収 益	77, 005
工具、器具及び備品	19,010	受注損失引当金 そ の 他	260 39, 534
土 地	9,506	固定負債	720, 252
有形リース資産	44,717	社	35 <b>,</b> 000
無形固定資産	64, 246	長期借入金	602,006
ソフトウェア	21,646	リース債務	28, 512
ソフトウエア仮勘定	1,300	資産除去債務	30,772
の れ ん	40, 166	役員退職慰労引当金	5,665
無形リース資産	1, 133	そ の 他	18, 295
投資その他の資産	603, 963	負 債 合 計	2, 021, 588
投資有価証券	18, 990	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	33, 129	株 主 資 本	2, 157, 916
長期前払費用	1,603	資 本 金	536, 030
操延税金資産	56,530	資本剰余金	469, 530
保険積立金	259, 533	資本準備金	469, 530
そ の 他	237, 425	利益剰余金	1, 152, 356
		利益準備金	2,500
貸倒引当金	△3, 250	その他利益剰余金	1, 149, 856
操 延 資 産	994	繰越利益剰余金 純 資 産 合 計	1, 149, 856 <b>2, 157, 916</b>
<u>社債発行費</u> 資産合計	994 <b>4, 179, 504</b>	● 「単一」	4, 179, 504
	7, 177, 304	女员 机具压口引	7, 177, 304

# 損益計算書

(自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

科	目	金	額
売上高			7, 041, 468
売上原価			4, 462, 158
売上総利益			2, 579, 310
販売費及び一般管理費			2, 101, 803
営業利益			477, 507
営業外収益			
受取利息及び配当金		315	
保険配当金		1,520	
保険事務手数料		1,319	
助成金収入		4,811	
為替差益		61	
その他		3,797	11,825
営業外費用			
支払利息及び社債利息		12, 167	
社債発行費償却		1,445	
営業外手数料		2,741	
株式交付費		5, 255	
上場関連費用		11,705	
その他		1,489	34, 804
経常利益			454, 528
特別損失			
固定資産除却損		2,598	
関係会社株式評価損		5, 195	7,794
税引前当期純利益			446, 734
法人税、住民税及び事業税		140,691	
法人税等調整額		10,781	151,472
当期純利益			295, 262

# 株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日) 至 2023年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
		資本乗	制余金		利益剰余金	金	
	資本金	資本	資本剰余	利益		利益剰余金	株主資本 合計
		準備金	金合計	準備金	繰越利益 剰余金	合計	
2023年1月1日残高	66,500	_	-	2,500	854, 594	857,094	923, 594
事業年度中の変動額							
新株の発行	469,530	469,530	469,530	_	_	_	939,060
当期純利益	-	_	_	_	295, 262	295, 262	295, 262
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	_	_	_	_	_	_	_
事業年度中の変動額合計	469,530	469,530	469,530	_	295, 262	295, 262	1, 234, 322
2023年12月31日残高	536,030	469,530	469,530	2,500	1,149,856	1, 152, 356	2, 157, 916

	純資産 合計
2023年1月1日残高	923, 594
事業年度中の変動額	
新株の発行	939,060
当期純利益	295, 262
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	_
事業年度中の変動額合計	1, 234, 322
2023年12月31日残高	2, 157, 916

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

株式会社ロココ 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 山 聡 満業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 剛業務執行社員

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ロココの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ロココ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年11月15日及び2023年11月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2024年1月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算 書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥 当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要が ある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監 香手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に 関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対 して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の 規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年3月4日

株式会社口ココ 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 若 山 聡 満業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 剛業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ロココの2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年11月15日及び2023年11月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議し、2024年1月16日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要 な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと にある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に 不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、 監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにあ る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのも のではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査 手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、 監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、 及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況 及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等 を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたし ました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通 及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを 監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報 告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の 遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各 号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に 従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算 書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びそ の附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主 資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する 重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務 の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると 認めます。

2024年3月4日

株式会社口ココ 監査役会 常勤監査役 内田 悟 常勤監査役 足立 修平 社外監査役 細田 隆 社外監査役 藤山 浩泰

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結のときをもって任期満了となります。 つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	ì	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
1	長谷川 一 彦 (1951年12月23日) 再任	1994年6月 1994年6月	当社代表取締役社長(現任)	212,500株
2	吉 原 美智代 (1965年8月25日) 再任	1995年2月 2000年6月 2009年4月 2015年3月 2018年1月 2020年1月 2021年1月 2022年1月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役 当社専務取締役海外担当 当社専務取締役[Tアウトソーシング 事業本部長 当社専務取締役営業戦略本部長 当社専務取締役営業就括本部長 (現任)	76,000株
3	長谷川 正 人 (1978年3月12日) 再任	2001年4月 2013年1月 2014年3月 2015年3月 2020年1月 2021年1月	三井物産株式会社入社 当社入社 当社取締役 当社常務取締役経営企画部長 当社専務取締役ITサービスマネジメント事業部長 当社専務取締役ITアウトソーシング 事業本部長 当社専務取締役ITの&BPO事業本部長 (現任)	20,000株
4	西 本 憲 二 (1974年9月25日) 再任	1997年4月 2005年6月 2017年3月 2018年4月 2020年1月 2021年1月	当社入社 当社取締役 当社常務取締役経営統括本部長 当社常務取締役上場準備本部長 当社常務取締役営業戦略本部長 当社常務取締役クラウドソリューション事業本部長(現任)	26,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数		
		1988年4月	群馬総合電算株式会社(現:株式会社コンピューター・テクニカル・サービス)入社			
5	関 口 晃 (1970年3月11日)			1990年6月2013年7月	株式会社アイ・シー・ティー転籍 株式会社エス・エス・イー転籍 運 営管理本部長	2,000株
	再任	2018年1月 2018年3月	同社東南アジア事業部長 同社取締役東南アジア事業部長			
		2019年1月 2020年1月	当社入社執行役員海外法人担当 当社取締役海外担当(現任)			
		1994年4月 1999年11月	エム・アイ・ディ観光株式会社入社 軽貨急配株式会社(現:株式会社Q 配サービス)入社			
	水野賢仁	2010年11月 2011年10月	ファミリーイナダ株式会社入社 株式会社アジュバンコスメジャパン 入社			
6	6 (1972年10月11日) 再任	2015年7月2017年1月	当社入社 経営統括本部 財務企画部長	2,000株		
		2019年1月 2020年1月	当社執行役員経理部長 当社執行役員リソースマネジメント 本部長			
		2021年1月	当社取締役管理本部長(現任)			
		1996年10月 2009年5月	当社入社 シーアイアンドティー・パシフィッ ク株式会社入社			
		2015年10月 2016年1月	当社入社社長室長 営業戦略本部 Global Sales &			
		2018年1月	Marketing 事業部部長 新プロダクト企画室長			
7	河 村 博 文 (1968年11月21日)	2019年1月	当社執行役員ソリューションandサービスforエンタープライズ事業本部ソリューション事業部長	26,000株		
	再任	2020年1月	当社執行役員ソリューションandサ ービスforエンタープライズ事業本			
		2022年1月	部新製品開発センター長当社執行役員営業統括本部新製品開			
		2022年4月	発センター長 当社取締役新製品開発本部長 (現任)			

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する当社 株式の数
8	中 前 公 志 (1961年1月30日) 再任	2012年4月 2013年4月 2013年4月 2018年4月 2019年4月 2020年4月 2020年4月 2020年7月 2021年6月	株式会社りそな銀行 取締役 株式会社りそなホールディングス執 行役グループ戦略部担当 公益財団法人きんき教育文化財団 (現 公益財団法人関西みらい教育文 化財団) 理事長 株式会社関西みらいフィナンシャル グループ 代表取締役 株式会社関西みらい銀行 副会長 同行特別顧問 近畿総合リース株式会社 顧問(現任) 株式会社ナミコス顧問(現任) 株式会社ナミコス顧問(現任) 株式会社・タムラ・ホールディング ス取締役(監査等委員) 就任(現 任)	0株
9	野 村 新 平 (1982年10月3日) 再任	2014年9月 2014年11月 2015年12月 2015年12月 2020年7月 2022年1月	司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所 弁護士法人野村総合法律事務所入所 (現任) 大阪弁護士会登録 富士興業株式会社監査役就任(現 任) 富士ホールディングス株式会社監査 役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はございません。
  - 2. 中前公志氏、及び野村新平氏は社外取締役の候補者です。
  - 3. 取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要

長谷川一彦氏は、1994年の創業以来、当社代表取締役社長として豊富な経営経験と実績を有しており、その経験と見識が今後も当社経営に必要不可欠なため、取締役として選任をお願いするものであります。

吉原美智代氏は、事業部門を歴任した後、当社営業部門等を歴任し業務を推進する等、その 経験と見識が当社経営に必要不可欠なため、取締役として選任をお願いするものでありま す。 長谷川正人氏は、総合商社の勤務を経た後、当社で経営企画及び事業部門を歴任しており、 その経験と見識が当社経営に必要不可欠なため、取締役としての選任をお願いするものであ ります。

西本憲二氏は、当社の管理部門、営業部門、及び事業部門と全ての部門を歴任し、事業を推進してまいりました。その経験等見識が当社経営に必要不可欠なため、取締役として選任をお願いするものであります。

関口晃氏は、長きにわたり当社グループの海外事業を担当しており、その知見は今後のグローバル展開を見据えた経営において必要不可欠なため、取締役として選任をお願いするものであります。

水野賢仁氏は、長きにわたり財務経理部門を経験した後、当社において管理部門の責任者と して社内システムを構築して参りました。その知見は今後のガバナンスやコンプライアンス 経営において必要不可欠なため、取締役として選任をお願いするものであります。

河村博文氏は、最先端技術の推進活動を通した情報工学の分野における高度な学術知識を有し、当社が情報サービス産業における事業をさらに拡大していくために、その経験と見識を経営に活かしていただくことが必要不可欠なため、取締役として選任をお願いするものであります。

中前公志氏は、金融業界において、代表取締役、副会長等を歴任し、長年にわたり会社経営 に携わっており、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の 監督とチェック機能を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものでありま す。

野村新平氏は、弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を活かし、当社の内部 統制面をはじめ、法務面等の業務執行の監督や取締役会における発言等を期待できるため、 社外取締役として選任をお願いするものであります。

- 4. 中前公志氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年9か月です。
- 5. 野村新平氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって1年9か月です。
- 6. 当社は、取締役候補者中前公志氏及び野村新平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員 として届け出ております。
- 7. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項に基づき、中前公志氏、野村新平氏との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その概要は、善意かつ重大な過失がない場合において損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額とするものであります。中前公志氏、野村新平氏の再任が承認された場合、同契約を締結する予定であります。

8. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が当社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合、当該契約により、かかる損害につき、補填することとしておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重大な過失に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回契約更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

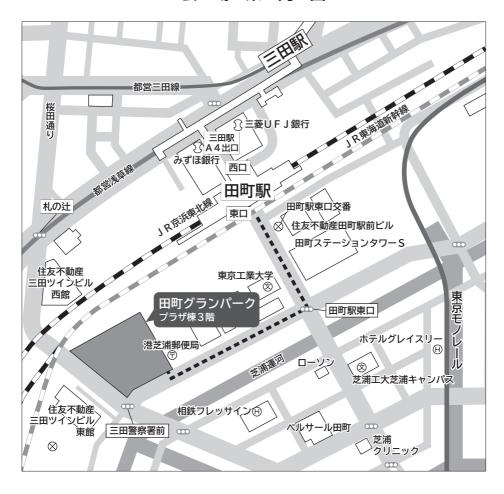
取締役清水知幸氏は本総会終結のときをもって任期満了により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、役位、在任期間等に応じて算定するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歷
	1990年6月 株式会社アイ・シー・ティー取締役
	2013年7月 株式会社エス・エス・イー代表取締役社長
清水知幸	2015年3月 当社取締役
	2018年3月 当社常務取締役
	2020年1月 当社常務取締役ソリューションandサービスfor エンタープライズ事業本部長
	2022年1月 当社常務取締役顔認証・AI技術担当(現任)

以上

## 会場案内図



会場 グランパークカンファレンス 301ホール

住 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟3階

#### アクセス

- ■JR田町駅東口より 徒歩約5分
- ■都営浅草線・三田線三田駅A4番出口より 徒歩約7分